

第4部 環境保全に関する各主体の取組

第1節 市町村の取組

1 市町村の役割

環境政策課

環境の保全に関する施策の推進に当たって市町村の果たす役割は重要なものとなっています。このため、環境基本条例（平成7年条例第16号）では、市町村の責務として「良好な環境の保全及び創造に関し、当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定されています。このことを受けて環

境基本計画では、市町村の役割として、地域特性を踏まえた独自の環境保全施策の推進、環境教育の推進及び事業者・消費者の立場での環境保全活動の率先実行などを提示しており、国・県に準じた施策や独自の施策を各主体と連携・協力して積極的に推進することが期待されています。

環境保全に関する
各主体の取組
第四部

2 環境関連条例・計画の制定・策定

環境政策課

市町村が制定する環境関連条例及び各種計画の制定・策定の状況は、表4-1-1以下のとおりです。

(1) 環境基本条例の制定

環境基本条例は、公害の防止や自然環境の保全など個別分野のみを対象とするのではなく、良好な環境の保全や創造に関する施策等について、市

町村の基本的姿勢を示すものです。平成23年度末現在で、計12市6町において制定されています。

▼表4-1-1 市町村環境基本条例制定状況（平成23年度末現在）

市町村名	条例名	公布年月日	改正年月日	施行年月日	改正施行年月日
仙台市	仙台市環境基本条例	平成8年3月19日		平成8年4月1日	
石巻市	石巻市環境基本条例	平成17年4月1日		平成17年4月1日	
塩竈市	塩竈市環境基本条例	平成12年6月22日		平成12年6月22日	
気仙沼市	気仙沼市環境基本条例	平成18年3月31日		平成18年3月31日	
白石市	白石市環境基本条例	平成7年9月29日		平成7年9月29日	
名取市	名取市環境基本条例	平成11年3月11日		平成11年4月1日	
角田市	角田市環境基本条例	平成10年3月26日	平成22年4月1日	平成10年4月1日	平成22年4月1日
多賀城市	多賀城市環境基本条例	平成11年2月24日		平成11年4月1日	
登米市	登米市環境基本条例	平成19年3月8日		平成19年4月1日	
栗原市	栗原市環境基本条例	平成18年3月10日		平成18年4月1日	
東松島市	東松島環境基本条例	平成18年3月20日		平成18年4月1日	
大崎市	大崎市環境基本条例	平成18年3月31日		平成18年3月31日	
大河原町	大河原町環境基本条例	平成21年3月16日		平成21年4月1日	
柴田町	柴田町環境基本条例	平成13年12月25日	平成17年6月23日	平成14年1月1日	平成17年10月1日
亘理町	亘理町環境基本条例	平成20年7月1日		平成20年7月1日	
大和町	大和町環境基本条例	平成15年3月26日		平成15年4月1日	
加美町	加美町環境基本条例	平成17年2月22日		平成17年4月1日	
南三陸町	南三陸町環境基本条例	平成17年10月1日		平成17年10月1日	

(2) 公害防止条例の制定

公害防止条例は、市町村において、各公害規制法を補完するなど公害防止施策の総合的な推進を図ること、その市町村の区域の自然的社会的条件

に応じた特定の公害を防止することなどを目的としています。

▼表4-1-2 市町村公害防止条例制定状況（平成23年度末現在）

市町村名	条例名	公布年月日	改正年月日	施行年月日	改正施行年月日
仙台市	仙台市公害防止条例	昭和46年	平成8年3月19日		平成8年4月1日
気仙沼市	気仙沼市公害防止条例	平成18年3月31日		平成18年3月31日	
大郷町	大郷町公害防止条例	平成18年9月25日		平成19年1月1日	

第4部 環境保全に関する各主体の取組

(3) 総合的な地域環境計画の策定

総合的な地域環境計画は、市町村の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策

の大綱等を定めるものです。平成23年度末現在で、12市7町において策定されています。

▼表4-1-3 市町村地域環境計画策定状況（平成23年度末現在）

市町村名	計 画 名	策定年月日	改訂年月日	適用年月日	改訂適用年月日
仙 台 市	仙台市環境基本計画(杜の都環境プラン)	平成9年3月24日	平成23年3月15日	平成9年4月1日	平成23年4月1日
石 巻 市	石巻市環境基本計画	平成19年4月4日		平成19年4月1日	
塩 竈 市	塩竈市環境基本計画	平成14年10月3日		平成14年10月3日	
気仙沼市	気仙沼市環境基本計画	平成16年3月	平成19年11月	平成16年3月	平成19年11月
白 石 市	白石市環境基本計画	平成11年3月31日	平成21年3月31日	平成11年4月1日	平成21年4月1日
名 取 市	名取市環境基本計画	平成15年3月31日		平成15年4月1日	
角 田 市	角田市環境基本計画	平成12年2月10日	平成23年3月	平成12年3月1日	平成23年3月
多賀城市	多賀城市第二次環境基本計画	平成23年2月7日		平成23年4月1日	
登 米 市	登米市環境基本計画	平成20年3月26日		平成20年4月1日	
栗 原 市	栗原市環境基本計画	平成20年3月25日		平成20年4月1日	
東松島市	東松島市環境基本計画	平成19年3月		平成19年4月1日	
大 崎 市	大崎市環境基本計画	平成22年1月		平成22年1月	
大 河 原 町	大河原町環境基本計画	平成23年1月25日		平成23年4月1日	
柴 田 町	第2次柴田町環境基本計画	平成24年2月		平成24年4月1日	
丸 森 町	丸森町環境基本計画	平成21年3月		平成21年4月1日	
巨 理 町	巨理町環境基本計画	平成22年3月31日		平成22年4月1日	
大 和 町	大和町環境基本計画	平成15年3月31日		平成15年4月1日	
加 美 町	加美町環境基本計画	平成19年3月31日		平成19年4月1日	
南三陸町	南三陸町環境基本計画	平成22年3月25日		平成22年3月25日	

(4) 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく実行計画の策定

「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)第20条の3に基づき、都道府県及び市町村は自らの事務及び事業に伴う温室効果ガス排出抑制を行う目的で、実行計画の策定が求められています。平成23年度末現在で、12市12町1村において策定されています。

なお、平成20年6月の法改正により、自らの事務及び事業に関する計画に加え、都道府県、指定都市、中核市及び特例市においては、区域の温室効果ガスの排出抑制についての施策の策定が義務付けられています。

▼表4-1-4 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく実行計画策定状況（平成23年度末現在）

市町村名	計 画 名	策定年月日	改訂年月日	適用年月日	改訂適用年月日
仙 台 市	新・仙台市環境行動計画	平成18年3月30日	平成22年3月23日	平成18年4月1日	平成22年4月1日
石 巻 市	石巻市環境保全率先行動計画	平成20年3月24日		平成20年4月1日	
塩 竈 市	塩竈市環境率先実行計画(しおがまエコ・オフィスプラン)	平成16年3月24日	平成21年3月24日	平成16年4月1日	平成21年4月1日
気仙沼市	市の地球温暖化防止に向けた率先行動計画	平成21年2月		平成21年2月	
白 石 市	白石市地球温暖化防止実行計画	平成15年3月31日	平成21年1月21日	平成15年4月1日	平成21年1月21日
名 取 市	名取市温室効果ガスの排出抑制のための実行計画	平成13年6月21日	平成24年3月23日	平成14年4月1日	平成24年4月1日
角 田 市	角田市地球温暖化対策実行計画	平成20年11月		平成20年11月	
多賀城市	多賀城市地球温暖化防止計画	平成14年4月15日		平成14年4月15日	
岩 沼 市	岩沼市地球温暖化対策実行計画(第2期)	平成17年2月	平成22年8月	平成17年4月1日	平成22年8月
登 米 市	登米市地球温暖化対策率先実行計画	平成19年6月19日	平成23年3月14日	平成19年7月1日	平成22年4月1日
栗 原 市	栗原市地球温暖化対策実行計画	平成21年3月31日		平成21年4月1日	
大 崎 市	大崎市公共施設地球温暖化対策率先実行計画	平成21年1月		平成21年4月	
柴 田 町	柴田町地球温暖化防止実行計画	平成24年2月20日		平成24年4月1日	
川 崎 町	川崎町地球温暖化対策実行計画	平成23年1月		平成23年4月	
巨 理 町	巨理町地球温暖化対策実行計画	平成22年3月31日		平成22年4月1日	
松 島 町	松島町温室効果ガス排出量削減実行計画	平成22年5月7日		平成22年4月1日	
七ヶ浜町	七ヶ浜町地球温暖化防止実行計画	平成23年2月		平成23年4月1日	
利 府 町	利府町地球温暖化対策実行計画(利府町エコアクションプラン)	平成18年10月		平成18年4月	
大 和 町	大和町有公共施設地球温暖化対策推進実行計画書	平成14年3月	平成19年3月31日	平成14年4月	平成19年4月1日
大 郷 町	大郷町有公共施設地球温暖化対策推進実行計画	平成14年5月		平成14年5月	
富 谷 町	富谷町有公共施設地球温暖化対策推進実行計画	平成13年3月1日	平成19年2月1日	平成13年4月1日	平成19年4月1日
大 衡 村	大衡村有公共施設地球温暖化対策推進実行計画	平成13年3月	平成19年3月	平成13年4月1日	平成19年4月1日
色 麻 町	色麻町地球温暖化対策推進計画	平成13年5月30日	平成23年1月20日	平成22年4月1日	
加 美 町	加美町地球温暖化対策実行計画	平成16年12月17日		平成17年4月1日	
南三陸町	南三陸町地球温暖化対策実行計画	平成21年3月		平成21年4月	

(5) 環境物品等調達方針の策定

環境物品等の調達方針は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号。以下、「グリーン購入法」という。)第10

条に基づき、毎年度、物品等の調達に関し、環境物品等の調達の推進を図るために策定するものです。平成23年度末現在で、7市2町で策定されています。

▼表4-1-5 環境物品等調達方針策定状況(平成23年度末現在)

市町村名	計画(方針)等名	策定年月日	改訂年月日	適用年月日	改訂適用年月日
仙台市	仙台市グリーン購入推進に関する要綱	平成13年3月29日	平成21年3月30日	平成13年4月1日	平成21年4月1日
石巻市	石巻市グリーン購入推進要綱	平成17年4月1日	平成20年7月17日	平成17年4月1日	平成20年7月17日
塩竈市	塩竈市環境物品調達方針(しおがまエコ・オフィスプラン)	平成16年3月24日	平成21年3月24日	平成16年4月1日	平成21年4月1日
白石市	環境物品等の調達の推進に関する基本方針	平成14年3月31日	平成22年7月1日	平成14年4月1日	平成22年7月1日
角田市	角田市環境物品等調達方針	平成20年11月		平成20年12月1日	
多賀城市	多賀城市グリーン購入調達方針	平成19年3月30日		平成19年4月1日	
登米市	登米市グリーン購入調達方針	平成18年10月26日	平成22年4月1日	平成19年4月1日	平成22年4月1日
大和町	大和町環境マネジメントシステムグリーン購入推進手順書	平成20年11月26日		平成20年11月26日	
富谷町	ISOエコオフィス「富谷町役場及び出先機関におけるグリーン購入の推進について」	平成14年4月19日	平成17年3月30日	平成14年4月20日	平成17年4月1日

(6) 環境マネジメントシステムの構築

国際標準化機構が定めた環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得し、あるいはそれまでのISO14001第三者認証のもとでの実績を活かし、第三者認証によらず自己宣言

や自主規格の運営により、市町村自らの事務事業における環境負荷の低減と環境保全・創造のための施策を積極的に推進する取組が行われています。平成23年度末現在で、4市1町において構築されています。

▼表4-1-6 市町村におけるISO14001認証取得状況(平成23年度末現在)

市町村名	種類	対象組織	備考
仙台市	新・仙台市環境行動計画	全庁(学校・公の施設を含む。)	自主規格の運営
白石市	しろいしエコプロジェクト(ISO14001に準じたもの)	小・中学校、指定管理者運営施設を除く全部局	自主規格の運営
多賀城市	多賀城市環境マネジメントシステム	庁舎及び施設(一部施設を除く。)	自主規格の運営
登米市	登米市環境マネジメントシステム	段階的に適用範囲を拡大し、平成24年度までに全組織へ適用予定	自己宣言
大和町	大和町役場環境マネジメントシステム	本庁舎、総合体育館、文化ホール、福祉センター	自主規格の運営

3 自然環境の保全・創造に向けた取組

環境政策課

自然環境の保全・創造に向けた取組として、住民や民間団体が行う樹木の植栽や花壇づくりに対して、多くの市町村が助成などの支援を行っています。

また、緑を保全する上で重要な施策である保存樹・保存樹木の指定についても、各市町で独自の制度を設けています。

さらに、開発等に対する抜本的な保全施策である土地の公有地化については、仙台市において「杜の都の環境をつくる条例」(平成18年仙台市条例第47号)に基づき、市街地周辺に残された民有地

の緑を保存緑地に指定し、保全が図られています。緑地保全協定を締結した保存緑地は、固定資産税や都市計画税などが免除されるとともに、土地所有者に対しては、保存緑地指定交付金及び保存緑地保全協力援助金が交付されています。この指定保存緑地は平成23年度末現在で46か所、662.17haとなっています。

※各市町村における詳細な内容は、環境政策課ホームページ内の「平成24年版宮城県環境白書<資料編>」にてご覧いただくことができます。(資料編表4-1-1~4-1-3)
(<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/hakusyofram.html>)

4 環境負荷の低減に向けた取組

環境政策課

市町村は、各家庭や地域ぐるみでの環境負荷の低減に向けた活動に対して、助成などの支援措置を講じています。

各家庭での活動の支援としては、生ごみのたい

肥化容器や処理装置の購入等に対する助成など、ごみの減量・資源化に向けた活動への支援が多くの市町村で実施されています。

また、近年は、住宅用太陽光発電設備を設置す

る個人に対する補助金交付事業が増えており、自然エネルギーの利用促進と住民の環境意識の高揚が期待されます。

地域ぐるみの活動の支援としては、缶、ビンなどの資源ごみを回収した団体等に対し、回収量に応じた奨励金を交付する支援制度や、地域の美化活動を推進するため、不法投棄防止パトロール等を実施する環境美化推進員の委嘱などの取組も実

施されています。

平成23年度からは、みやぎ環境税を財源とした「みやぎ環境交付金」を活用し、公共施設等における二酸化炭素削減対策や自然環境保全活動等地域の実情に応じた取組を強化しています。

※各市町村の具体的な取組内容は、環境政策課ホームページ内の「平成24年版宮城県環境白書＜資料編＞」にてご覧いただくことができます。(資料編表4-1-4～4-1-5)
(<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/hakusyofram.html>)

5 環境保全に関する普及啓発

環境政策課

県民一人ひとりが環境とのかかわりなどについて理解を深め、環境保全活動を行う意欲を促すため、市町村においても積極的な普及啓発活動が行われています。

各市町村は、環境の日・環境月間におけるイベント等を含め、自然とのふれあい活動などの体験学習、講演会及びシンポジウム等が開催されています。特に、地球温暖化や住民に身近なごみの減

量・分別・リサイクルをテーマとするものが増えてきています。

また、環境保全に関する冊子、ごみ収集カレンダー及びごみ分別回収に関するリーフレット等が各市町村で作成・配布されています。

※各市町村の具体的な取組内容は、環境政策課ホームページ内の「平成24年版宮城県環境白書＜資料編＞」の表4-1-7及び表4-1-8にてご覧いただくことができます。
(<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/hakusyofram.html>)

6 市町村の取組に対する県の支援制度等

環境政策課

県は、市町村の環境保全に関する取組に対して、各種支援制度等を設けています。

▼表4-1-7 市町村の取組に対する県の支援制度等（平成23年度）

制度等名称	制度等概要	担当課室
みやぎ環境交付金事業	地域の環境課題に対応するため、市町村が実施する事業に対し、交付金を交付するもの。 ■メニュー選択型 次の6つのメニューから、市町村が地域の実情に応じて実施するもの。 ①公共施設や学校などにおける二酸化炭素削減対策 ②照明（該当、商店街）のLED化 ③自然環境保全（イベント、環境教育を含む） ④野生鳥獣対策 ⑤環境緑化推進 ⑥省エネ機器導入支援 ■提案型（平成23年度は休止） 市町村の創意工夫による地域課題解決に向け、重点的に取り組む事業を支援するもの。	環境政策課
宮城県浄化槽設置推進事業費補助金	県は、仙台市を除く県内の市町村が行う浄化槽の計画的な整備を推進し、もって生活雑排水による水質汚濁の防止を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資するため、市町村が行う浄化槽設置整備事業に要する経費について、当該市町村に対し、予算の範囲内において宮城県浄化槽設置推進事業費補助金を交付するもの。 補助金の交付対象経費は、市町村が、浄化槽設置整備事業実施要領（平成6年10月20日衛浄第65号厚生省生活衛生局水道環境部長通知）により浄化槽又は変則浄化槽の設置を行う者に対し助成する事業に要する経費と別表で定める基準額のいずれか少ない額とし、補助率は1/6とする。	廃棄物対策課
バイオマス地域利活用交付金	バイオマスの利活用による農業振興、地域の循環型社会構築等のために必要なバイオマス変換施設、バイオマス発生施設・利用施設等を整備し、その地域での効果的なバイオマス利活用を図るものに対して、または、新技術等を活用したバイオマス変換施設、バイオマス発生施設・利用施設等をモデル的に整備するものに対して助成するもの。 (農林水産省交付金) ■交付率：定額（1/2以内）	農産園芸環境課

7 市町村環境行政担当一覧

環境政策課

市町村名	自然保護担当課	環境・公害担当課	廃棄物担当課	電話番号	FAX番号	
仙台市	環境都市推進課	環境企画課 環境対策課 環境都市推進課	ごみ減量推進課 廃棄物管理課 廃棄物指導課	022-261-1111 (代表)	022-268-2861 (環境局総務課)	
	e-mailアドレス	kan007010@city.sendai.jp (環境局総務課)				
	HPアドレス	http://www.city.sendai.jp				
石巻市	環境課	環境課	環境課	0225-95-1111 (代表)	0225-22-6120(環境課)	
	e-mailアドレス	isenv@city.ishinomaki.lg.jp				
	HPアドレス	http://www.city.ishinomaki.lg.jp				
塩竈市	水産振興課・土木課	環境課	環境課	022-364-1111 (代表)	022-365-3379(環境課)	
	e-mailアドレス	kankyou@city.shiogama.miyagi.jp (環境課)				
	HPアドレス	http://www.city.shiogama.miyagi.jp/				
気仙沼市	農林課・都市計画課・観光課	環境課	廃棄物対策課	0226-22-6600 (代表)	0226-24-3566 (代表)	
	e-mailアドレス	kankyo@city.kesenuma.lg.jp (環境課)				
	HPアドレス	http://www.city.kesenuma.lg.jp				
白石市	農林課・商工観光課	生活環境課	生活環境課	0224-25-2111 (代表)	0224-22-1316 (生活環境課)	
	e-mailアドレス	seikatsu@city.shiroishi.miyagi.jp (生活環境課)				
	HPアドレス	http://www.city.shiroishi.miyagi.jp/				
名取市	農林水産課・クリーン対策課	クリーン対策課	クリーン対策課	022-384-2111 (代表)	022-384-3102 (クリーン対策課)	
	e-mailアドレス	kuritai@city.natori.miyagi.jp (クリーン対策課)				
	HPアドレス	http://www.city.natori.miyagi.jp/				
角田市	市民福祉部生活環境課	生活環境課	生活環境課	0224-63-2118	0224-63-4862	
	e-mailアドレス	seikatsu@city.kakuda.miyagi.jp (生活環境課)				
	HPアドレス	http://www.city.kakuda.miyagi.jp/				
多賀城市	農政課・道路公園課・生活環境課	生活環境課	生活環境課	022-368-1141 (代表)	022-368-2369 (生活環境課)	
	e-mailアドレス	kankyo@city.tagajo.miyagi.jp (生活環境課)				
	HPアドレス	http://www.city.tagajo.miyagi.jp/				
岩沼市	農政課・生活環境課	生活環境課	生活環境課	0223-22-1111 (代表)	0223-22-1264 (生活環境課)	
	e-mailアドレス	kankyou@city.iwanuma.miyagi.jp (生活環境課)				
	HPアドレス	http://www.city.iwanuma.miyagi.jp/				
登米市	農林政策課・環境課	環境課	環境課	0220-58-5553(環境課)	0220-58-3345(環境課)	
	e-mailアドレス	kankyo@city.tome.miyagi.jp (環境課)				
	HPアドレス	http://www.city.tome.miyagi.jp/				
栗原市	農林振興課・環境課	環境課	環境課	0228-22-1122 (代表)	0228-22-0350(環境課)	
	e-mailアドレス	kankyo@kuriharacity.jp (環境課)				
	HPアドレス	http://www.kuriharacity.jp/				
東松島市	環境課・農林水産課	環境課	環境課	0225-82-1111 (代表)	0225-82-1846(環境課)	
	e-mailアドレス	kankyou@city.higashimatsushima.miyagi.jp (環境課)				
	HPアドレス	http://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp/				
大崎市	農林振興課	環境保全課	環境保全課	0229-23-6074 (環境保全課)	0229-23-2427 (環境保全課)	
	e-mailアドレス	kankyo@city.osaki.miyagi.jp (環境保全課)				
	HPアドレス	http://www.city.osaki.miyagi.jp/				
刈田郡 蔵王町	農林観光課	環境政策課	環境政策課	0224-33-2211 (代表)	0224-33-3284 (環境政策課)	
	e-mailアドレス	kankyou@town.zao.miyagi.jp (環境政策課)				
	HPアドレス	http://www.town.zao.miyagi.jp/				
七ヶ宿町	総務課・産業振興課	総務課・保健福祉課	保健福祉課	0224-37-2111 (代表)	0224-37-2577 (保健福祉課)	
	e-mailアドレス	shichi12@town.shichikashuku.miyagi.jp (保健福祉課)				
	HPアドレス	http://www.town.shichikashuku.miyagi.jp/				
柴田郡	大河原町	農政課・町民生活課	町民生活課	町民生活課	0224-53-2111 (代表)	0224-53-3818 (代表)
		e-mailアドレス	kankyo1@town.ogawara.miyagi.jp (町民生活課)			
		HPアドレス	http://www.town.ogawara.miyagi.jp/			
	村田町	産業振興課・企画財政課・建設課	町民生活課	町民生活課	0224-83-2111 (代表)	0224-83-2952 (町民生活課)
		e-mailアドレス	mura-sei@town.murata.miyagi.jp (町民生活課)			
		HPアドレス	http://www.town.murata.miyagi.jp/			
	柴田町	農政課	町民環境課	町民環境課	0224-55-2111 (代表)	0224-55-4172 (代表)
		e-mailアドレス	environment@town.shibata.miyagi.jp (町民環境課)			
		HPアドレス	http://www.town.shibata.miyagi.jp/			
	川崎町	産業振興課・企画財政課	町民生活課	町民生活課	0224-84-2111 (代表)	0224-85-1907 (町民生活課)
		e-mailアドレス	kawasaki1@town.kawasaki.miyagi.jp (町民生活課)			
		HPアドレス	http://www.town.kawasaki.miyagi.jp/			

第四部
環境保全に関する
各主体の取組

第4部 環境保全に関する各主体の取組

市町村名		自然保護担当課	環境・公害担当課	廃棄物担当課	電話番号	FAX番号
伊豆郡	丸森町	農林課	町民税務課	町民税務課	0224-72-2111 (代表)	0224-72-3039 (町民税務課)
		e-mailアドレス	seikatsu@town.marumori.miyagi.jp (町民税務課)			
		HPアドレス	http://www.town.marumori.miyagi.jp/			
巨理郡	巨理町	農林水産課・町民生活課	町民生活課	町民生活課	0223-34-1113 (町民生活課)	0223-34-6178 (町民生活課)
		e-mailアドレス	kankyo1@town.watari.miyagi.jp (町民生活課)			
		HPアドレス	http://www.town.watari.miyagi.jp/			
山元町	山元町	産業振興課・町民生活課	町民生活課	町民生活課	0223-37-1111 (代表)	0223-37-4144 (代表)
		e-mailアドレス	info@town.yamamoto.miyagi.jp (代表)			
		HPアドレス	http://www.town.yamamoto.miyagi.jp/			
宮城郡	松島町	産業観光課	総務課	総務課	022-354-5701 (代表)	022-354-3140(総務課)
		e-mailアドレス	info@town.matsushima.miyagi.jp (代表)			
		HPアドレス	http://www.town.matsushima.miyagi.jp/			
七ヶ浜町	七ヶ浜町	産業課	環境生活課	環境生活課	022-357-2111 (代表)	022-357-5744 (環境生活課)
		e-mailアドレス	kankyou@shichigahama.com (環境生活課)			
		HPアドレス	http://www.shichigahama.com			
利府町	利府町	企画課・地域整備課	生活環境課	生活環境課	022-767-2111 (代表)	022-767-2105 (生活環境課)
		e-mailアドレス	seikatu@rifu-cho.com (生活環境課)			
		HPアドレス	http://www.town.rifu.miyagi.jp/			
大和町	大和町	産業振興課・町民生活課	町民生活課 まちづくり政策課	町民生活課	022-345-1111 (代表)	022-345-4852 (代表)
		e-mailアドレス	kankyo@town.taiwa.miyagi.jp (町民生活課)			
		HPアドレス	http://www.town.taiwa.miyagi.jp/			
黒川郡	大郷町	農政商工課	町民課	町民課	022-359-3111 (代表)	022-347-6123(町民課)
		e-mailアドレス	cyomin@town.miyagi-osato.lg.jp (町民課)			
		HPアドレス	http://www.town.miyagi-osato.lg.jp/			
富谷町	富谷町	企画部産業振興課・建設部都市計画課	総務部町民生活課	総務部町民生活課	022-358-3111 (代表)	022-358-3189 (町民生活課)
		e-mailアドレス	tyouminseikatsu@town.tomiya.miyagi.jp (町民生活課)			
		HPアドレス	http://www.town.tomiya.miyagi.jp/			
大衡村	大衡村	農林建設課	保健福祉課	保健福祉課	022-345-5111 (代表)	022-345-6630 (保健福祉課)
		e-mailアドレス	fukushi@village.ohira.miyagi.jp (保健福祉課)			
		HPアドレス	http://www.village.ohira.miyagi.jp/			
加美郡	色麻町	農林課	町民税務課	町民税務課	0229-65-2111 (代表)	0229-65-4400 (町民税務課)
		e-mailアドレス	chomin@town.shikama.miyagi.jp (町民税務課)			
		HPアドレス	http://www.town.shikama.miyagi.jp/			
加美町	加美町	農林課	町民課	町民課	0229-63-3112(町民課)	0229-63-4321(町民課)
		e-mailアドレス	tyoumin@town.kami.miyagi.jp (町民課)			
		HPアドレス	http://www.town.kami.miyagi.jp/			
遠田郡	涌谷町	産業振興課	町民税務課	町民税務課	0229-43-2113	0229-43-2693
		e-mailアドレス	gr-madoguchi@town.wakuya.miyagi.jp (町民税務課)			
		HPアドレス	http://www.town.wakuya.miyagi.jp/			
美里町	美里町	産業振興課	町民生活課	町民生活課	0229-33-2111 (代表)	0229-33-2141 (町民生活課)
		e-mailアドレス	chomin@town.misato.miyagi.jp (町民生活課)			
		HPアドレス	http://www.town.misato.miyagi.jp/			
牡鹿郡	女川町	産業振興課	町民課	町民課	0225-54-3131 (代表)	0225-53-5482(町民課)
		e-mailアドレス	kankyo@town.onagawa.miyagi.jp (町民課)			
		HPアドレス	http://www.town.onagawa.miyagi.jp/			
本吉郡	南三陸町	産業振興課 生涯学習課 (文化財担当)	環境対策課	環境対策課	0226-46-5528 (環境対策課) 46-2600 (代表)	0226-46-2607 (環境対策課)
		e-mailアドレス	kankyou@town.minamisanriku.miyagi.jp (環境対策課)			
		HPアドレス	http://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/			

第四部
 環境保全に関する
 各主体の取組

第2節 事業者・民間団体・個人の取組

1 事業者の役割及び取組状況

環境政策課

(1) 事業者の役割

今日の環境問題は、通常の事業活動や私たちの日常生活と結びついており、その解決のためには、一人ひとりが環境問題を自らの問題として捉え、環境負荷の少ない生活や事業活動を実践していくことが必要です。

環境基本条例では、自らの事業活動が環境への負荷の原因となる事業者に対して、次のように規定されています。

【環境基本条例で規定されている事業者の責務】

- 事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減その他環境保全のために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 事業活動に関し、良好な環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する施策に協力する責務を有する。

このことを受けて、環境基本計画では、環境マネジメントシステムの導入による環境保全に取り組む体制を整備するとともに、事業活動に伴って生じる公害の防止、緑化の推進及び省エネルギー・省資源等の徹底などの取組を自主的・積極的に行うことを提示しており、事業者には、事業活動の全ての段階において、環境の保全に配慮することと環境負荷削減に向けた取り組みを期待しています。

(2) 事業者の取組状況

事業者の環境配慮に関する関心が高まる中、事業者の自主的な環境の取組として、ISO14001の認証取得のほか、主に中小規模の事業者を対象とし、ISO14001と比較して認証取得費用や人的負担等が軽減された「エコアクション21」や「みちのくEMS」等の規格の認証取得事業者の大きな伸びがみられています。さらに、トラックやバス等の運送事業におけるグリーン経営（環境負荷の少ない事業運営）を推進するための認証・登録制度である「グリーン経営認証」を取得する事業者も増加しています。

組織として何らかの環境マネジメントシステムを構築していくことは、企業価値を高める有効な手段であり、将来を見据えて必要なことと考えられます。

なお、環境配慮の取組を始めようとする事業者に対する初歩ステップとして、県は、「みやぎe行動（eco do!）宣言登録」の事業版である「わが社

のe行動（eco do!）宣言登録」の普及啓発に取り組んでいます。

さらに、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」（平成16年法律第77号）が施行されていますが、「環境レポート」や「CSRレポート」と題した環境報告書を作成し、公表する企業が拡大しつつあります。

また、地域との交流の一環として、環境保全活動への参加や小中学校等で出前講座を実施するなど、事業所の環境問題・環境保全の取組に対する意識の高まりがうかがえます。

▼表4-2-1 県内における環境マネジメントシステム等認証取得事業所数（平成23年度末現在）

マネジメントシステムの名称	導入事業所数	昨年度比(%)
ISO14001 ((財)日本適合規格協会調べ)	242	96
エコアクション21*1 (エコアクション21事務局調べ)	55	112
みちのくEMS*2 (みちのく環境管理規格認証機構調べ)	197	119
グリーン経営認証 (交通エコロジー・モビリティ(財)調べ)	140	100
わが社のe行動(eco do!)宣言	336	103

※1 環境省が規格を策定した環境マネジメントシステム

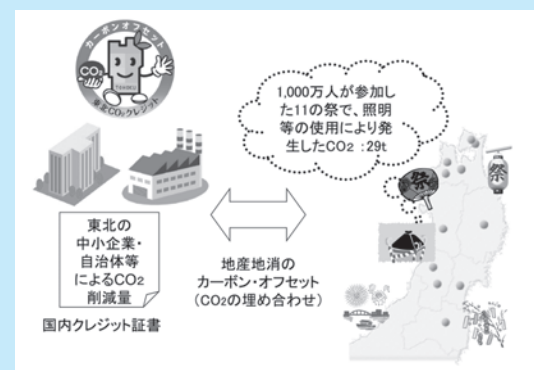
※2 県内の各種団体、仙台市、宮城県等により策定された地域版環境マネジメントシステム

会議・イベントにおけるカーボン・オフセット※の取組が広がっています!

カーボン・オフセットを活用した商品、サービス及びイベントが年々増えています。東北の事例では、「東北夏祭りネットワーク」と連携した11の祭り(仙台七夕まつり等)が、開催時の照明利用等で発生する二酸化炭素(CO₂)を東北の企業のCO₂削減努力で創出された排出権と相殺することで、「CO₂の地産地消」を実現しました。

今後も企業等が主体的に地球温暖化対策に貢献する手段の一つとして期待されます。

※詳細は、付録・環境関係用語の説明を御参考ください。



▲取組イメージ

2 民間団体の役割及び取組状況

環境政策課・共同参画社会推進課

(1) 民間団体の役割

県民や事業者により組織され、緑化活動、リサイクル運動、啓発活動、調査研究及びその他の環境保全に関する活動を行う営利を目的としない民間団体は、公益的視点から組織的に活動を行うことにより、県民や事業者が単独で活動を行うことに比べ大きな活動効果が期待されます。

民間団体は、県民・事業者では手が届きにくい、草の根の活動や民間国際協力などきめ細やかな活動を広範囲で展開しており、環境基本計画では、緑化運動、リサイクル活動、緑のトラスト活動及び国際的な活動など、環境保全に関する種々の調査研究や環境に関する啓発活動などを提示し、それらの活動を促進することとしています。

(2) 民間団体の取組状況

県内には、NPO法人認証を取得し、環境保全に関する活動を行う団体が、平成23年度末現在で183あります。

環境保全に関する民間団体では、バイオマス・自然エネルギーに関する事業、自然環境保護事業、リサイクル事業、水・河川環境保護、森林整備、農業用水の環境保全及び地域の資源を生かした事業など様々な活動が行われています。

※183団体の一覧については、環境政策課ホームページ内の「平成24年版宮城県環境白書〈資料編〉」の表4-2-2にてご覧いただくことができます。

(<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/hakusyofram.html>)

3 個人の取組

環境政策課

県民や事業者などの各主体の環境配慮行動を促進する方策として、平成19年6月より「みやぎe行動 (eco do!) 宣言*登録」の普及に取り組んでおり、平成23年度末での登録数は17,809件（県民17,473人、事業所336社）になりました。

私たちは、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動を続けた結果、地球温暖化をはじめ

とした環境問題に直面することになりました。

そのため、事業者や団体だけでなく、各個人が「エネルギーを節約しよう」「資源を大切にしよう」といった「身近にできること」から取り組み、自らのライフスタイルを見直すことが重要です。

(※みやぎe行動 (eco do!) 宣言については、第3部第5章第3節の記述も御参考ください。)



▲個人でできる環境配慮行動の一例（出展：みどりの小道環境日記2012宮城版より抜粋）